

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の改正により相談支援体系が見直され、平成27年3月末までに障がい福祉サービス等を利用している全ての障がい者（児）について、介護保険制度と同様に“ケアプラン”を作成しなければならないことになりました。



●障害者総合支援法・児童福祉法における相談支援体系は下記のとおりです。

	計画相談支援	地域相談支援	障がい児相談支援
サービスの 内 容	【サービス利用支援】 障がい者（児）が、障がい福祉サービスを利用申請した場合	【地域移行支援】 施設に入所している障がい者（児）や病院に入院している障がい者（児）が地域での生活に戻る場合	【障害児支援利用援助】 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用申請した場合
	【継続サービス利用支援】 すでに障がい福祉サービスを利用している障がい者（児）が、継続的に利用する必要がある場合	【地域定着支援】 地域生活している障がい者（児）が、緊急時等の支援体制が必要な場合	【継続障害児支援利用援助】 すでに障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用している障がい者（児）が、継続的に利用する必要がある場合
根 拠 法	障害者総合支援法		児童福祉法

●介護保険サービスとの関係

介護保険の受給要件を満たす障がい者の場合は、介護保険制度と障害者総合支援法で共通するサービス（ヘルパーサービスなど）は**介護保険制度の利用が優先**されます。また、補装具等の障害者総合支援法で支給される品目（車椅子、歩行器、歩行補助つえ等）についても、介護保険制度で貸与としてサービスを受けられる場合は、**介護保険制度による給付が優先**します。

上記以外で、サービスの内容や機能から、**介護保険制度には相当するものがない障がい福祉サービス固有のものは障害者総合支援法によるサービスを利用することになります。**

なお、サービスの種類によって介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を利用する場合は、介護保険法による介護支援専門員（ケアマネジャー）と障害者総合支援法による相談支援専門員（ケアマネジャー）の両者による支援（介入）を要することとなります。



お問い合わせ

保健福祉課
（上ノ国町地域包括支援センター）
☎55-4460

